

6 環境行政のあゆみ

年	事 項
大正10(1921)	3月)マリモが天然記念物に指定される【阿寒町】
大正11(1922)	4月)尺別村から音別村に村名改称【音別町】 8月)市制施行
昭和4(1929)	3月)汚物掃除法が釧路市に適用される
昭和9(1934)	4月)阿寒国立公園指定【阿寒町】
昭和10(1935)	8月)釧路湿原のうち2,700haが「釧路丹頂鶴繁殖地」として国の天然記念物に指定される
昭和12(1937)	12月)春採湖全体が「春採湖の緋鮒生息地」として国の天然記念物に指定される
昭和23(1948)	し尿処理手数料条例制定
昭和24(1949)	10月)旧鳥取町と合併
昭和27(1952)	3月)「阿寒湖のマリモ」が国の特別天然記念物に指定される【阿寒町】 国の天然記念物「釧路丹頂鶴繁殖地」(2,700ha)が「釧路のタンチョウ及びその繁殖地」(2,750ha)に変更され、国の特別天然記念物に指定される
昭和29(1954)	釧路市ふん尿取締条例施行
昭和30(1955)	4月)釧路市清掃条例制定
昭和32(1957)	1月)阿寒村に町制が施行される【阿寒町】
昭和34(1959)	1月)音別村に町制が施行される【音別町】
昭和39(1964)	4月)阿寒町塵芥焼却炉条例制定(阿寒湖温泉地区、雄別地区の2基稼働)【阿寒町】
昭和42(1967)	6月)タンチョウが地域を定めない国の特別天然記念物に指定される 7月)国の特別天然記念物「釧路のタンチョウ及びその繁殖地」(2,750ha)が「釧路湿原」(5,012ha)に変更され、国の天然記念物に指定される
昭和44(1969)	5月)釧路市公害対策審議会設置
昭和46(1971)	4月)阿寒町廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定【阿寒町】、釧路市公害防止条例制定
昭和47(1972)	3月)釧路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定
昭和48(1973)	12月)本州製紙(株)と公害防止協定締結
昭和49(1974)	音別町ごみの処理及び清掃に関する条例制定【音別町】 7月)十條製紙(株)と公害防止協定締結
昭和50(1975)	7月)太平洋炭礦(株)と公害防止協定締結
昭和51(1976)	3月)釧路地域公害防止推進計画策定(対象地域:釧路市、白糖町、釧路村(現:釧路町))
昭和54(1979)	3月)釧路湿原(5,012ha)が「国設クッチャロ太鳥獣保護区」に設定され、うち3,833haが特別保護地区に指定される
昭和55(1980)	釧路湿原(5,012ha)が日本で最初のラムサル条約湿地に登録される
昭和60(1985)	5月)春採湖審議会設置
昭和62(1987)	7月)釧路湿原が国立公園に指定される
昭和63(1988)	10月)本州製紙(株)と公害防止協定締結(本州製紙(株)との公害防止協定失効)
平成元(1989)	4月)「国設クッチャロ太鳥獣保護区」(5,012ha)が「国設釧路湿原鳥獣保護区」(10,940ha、うち特別保護地区6,490ha)に変更される 7月)釧路湿原のラムサル条約湿地登録区域が7,726haに拡大される
平成2(1990)	12月)釧路湿原国立公園の特別地域のうち9,714haが動力船等利用規制区域として指定される
平成4(1992)	2月)春採湖環境保全対策協議会が発足し、春採湖環境保全計画を策定
平成5(1993)	6月)釧路市でラムサル条約第5回締約国会議が開催される 12月)日本製紙(株)との公害防止協定改正(十條製紙(株)と山陽国策パルプ(株)が合併し、日本製紙(株)に名称変更)

6 環境行政のあゆみ

平成6(1994)	9月)釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例制定 11月)釧路湿原などとオーストラリアクーラガング湿地とその周辺湿地が姉妹湿地となる
平成7(1995)	1月)釧路国際ウェットランドセンター設立 7月)釧路市廃棄物減量等推進審議会を設置(委員に公募委員5人参入)
平成8(1996)	7月)㈱本州コーポレーションとの公害防止協定を本州製紙㈱が承継 8月)釧路市で国際湿原保全釧路会議が開催される 10月)王子製紙㈱と公害防止協定締結(本州製紙㈱と新王子製紙㈱が合併し、王子製紙㈱に名称変更)
平成10(1998)	12月)釧路市環境基本条例制定
平成11(1999)	1月)釧路湿原のラムサール条約湿地の登録区域が7,863haに拡大される 4月)釧路市環境審議会設置
平成12(2000)	1月)釧路市環境基本審議会委員に市民公募導入 9月)釧路市みんなできれいな街にする条例制定 10月)春採湖を含む春採公園が「道設春採湖鳥獣保護区」に設定される
平成13(2001)	3月)釧路市環境基本計画策定 11月)釧路市環境マネジメントシステム運用開始
平成14(2002)	1月)釧路コールマイン㈱と公害防止協定締結(太平洋炭礦㈱との公害防止協定失効) 3月)釧路市役所がISO14001取得 8月)広域ごみ処理を目的とした特別地方公共団体である釧路広域連合を設立 (構成市町村:釧路市、音別町、白糠町、阿寒町、釧路町、鶴居村)
平成15(2003)	11月)自然再生推進法に基づく釧路湿原自然再生協議会設立
平成16(2004)	3月)釧路市地球温暖化防止実行計画策定 11月)釧路湿原などとハンター河口湿地の姉妹湿地提携を更新 (クーラガング湿地とその周辺湿地はハンター河口湿地に名称変更)
平成17(2005)	3月)釧路市自動車放置防止条例制定、釧路湿原自然再生協議会が釧路湿原自然再生全体構想」を策定 4月)家庭ごみの有料化実施 10月)釧路市、阿寒町、音別町が合併し、(新)釧路市制施行 11月)阿寒湖がラムサール条約に登録される
平成18(2006)	4月)釧路広域連合清掃工場が供用開始 6月)春採湖ウチダザリガニ生息状況調査開始 8月)生物多様性に係る多国間協定の履行に関するアジア・太平洋地域研修ワークショップ
平成19(2007)	3月)ISO14001規格に基づく環境マネジメントシステム終了(ISO14001認証登録は平成19年6月30日付で辞退)、釧路市景観条例制定 4月)市独自の環境マネジメントシステム「釧路市エコオフィス活動」運用開始 道道釧路空港線周辺地域を「景観形成推進地区」に指定
平成20(2008)	4月)プラスチック製容器包装の資源化(中間処理)を開始 6月)阿寒、音別地域における環境に関する特性と課題について「環境配慮行動のあり方(指針)」策定 7月)釧路地域レジ袋削減推進連絡会発足 10月)釧路市が景観法に基づく景観行政団体となる
平成21(2009)	4月)釧路広域連合に弟子屈町が加入 11月)釧路市景観計画策定
平成22(2010)	2月)釧路市地域エネルギービジョン策定 5月)パッカー車でのBDF(廃食用油)本格運行実施
平成23(2011)	3月)釧路市環境基本計画策定、釧路市地球温暖化対策地域推進計画策定 9月)釧路湿原国立公園の指定区域が28,788haに拡大される
平成24(2012)	10月)王子製紙㈱との公害防止協定を王子マテリア㈱が承継 (王子板紙㈱が王子製紙㈱を承継し、王子マテリア㈱に名称変更)
平成25(2013)	3月)釧路市地球温暖化防止実行計画改訂 (釧路市地球温暖化防止実行計画は釧路市エコオフィス活動を包含する) 7月)尿等下水道受入施設(大楽毛下水終末処理場MICS施設)稼働 9月)釧路市新野処理場閉鎖 12月)使用済み小型家電リサイクルの取り組み開始
平成26(2014)	3月)農林水産省ほか6府省が選定するバイオマス産業都市に選定される 11月)微小粒子状物質(PM2.5)の測定データ公開
平成27(2015)	1月)釧路市で東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ 第8回パートナー会議が開催される 6月)釧路市が環境省の低炭素水素技術実証事業実証地域として白糠町とともに選定される 8月)釧路国際ウェットランドセンターが平成27年度外務大臣表彰を受賞 11月)釧路湿原などとハンター河口湿地の姉妹湿地提携を再更新
平成28(2016)	2月)釧路市で環境省の「つなげよう、支えよう森里川海」ミニフォーラムが開催される 7月)阿寒国立公園が環境省の国立公園満喫プロジェクトに選定される
平成29(2017)	4月)国民運動「COOL CHOICE」への賛同を宣言 7月)釧路湿原が国立公園指定から30周年を迎える 8月)阿寒国立公園が「阿寒摩周国立公園」に名称変更される

平成30(2018)	3月)釧路市地球温暖化防止実行計画改訂 11月)国指定釧路湿原鳥獣保護区が17,241ha (うち特別保護地区9,829ha) に拡大される
令和2(2020)	3月)㈱釧路火力発電所と公害防止協定締結
令和3(2021)	2月)第1回釧路市議会2月定例会の市政方針演説で「ゼロカーボンシティ」を宣言 3月)第2次釧路市環境基本計画策定 (第2次釧路市環境基本計画は、釧路市地球温暖化対策地域推進計画を包含する) 4月)釧路広域連合に厚岸町が加入
令和4(2022)	3月)日本環境設計㈱(現:JEPLAN)と「地域循環共生圏推進に関する包括連携協定」を締結 3月)阿寒摩周国立公園が道内国立公園で初めてゼロカーボンパークに登録される 7月)釧路湿原国立公園がゼロカーボンパークに登録される 9月)釧路市で日本湿地学会第14回釧路大会が開催される
令和5(2023)	2月)アサヒ飲料㈱と「環境都市推進に関する包括連携協定」を締結 3月)釧路市地球温暖化防止実行計画改訂